

法令及び定款に基づくインターネット開示事項

業務の適正を確保するための体制等の整備に関する事項

連結注記表

個別注記表

第72期

(2019年4月1日～2020年3月31日)

株式会社パスコ

「業務の適正を確保するための体制等の整備に関する事項」、「連結注記表」および「個別注記表」につきましては、法令及び定款第18条の規定に基づき、当社ウェブサイト (<https://www.pasco.co.jp/>) に掲載することにより株主の皆様提供しております。

業務の適正を確保するための体制等の整備に関する事項

1 決議内容の概要

当社は、会社法及び会社法施行規則に基づき、「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務並びに当該株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要な体制の整備」について、以下の通り基本方針を 2017 年 4 月 21 日開催の取締役会において決議しております。

1. 総論

本決議は会社法第 362 条第 5 項に基づき、代表取締役社長により具体的に構築される当社の内部統制システムの基本方針を明らかにするものである。本決議に基づく内部統制システムの構築は各担当部門長の下で実行され、不断の見直しにより改善が図られるものである。

2. 取締役と使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社の役職員はセコムグループの一員として、法令・定款遵守（コンプライアンス）を含む職務執行の行動基準である「セコムグループ社員行動規範」に基づき行動することが求められる。「セコムグループ社員行動規範」は、親会社であるセコム株式会社が創業以来培ってきたセコムの理念をもとに、すべての役職員の公私に亘るあり方と具体的な日々の職務執行における行動基準（反社会勢力との関係遮断を含む）を定めたものであり、すべての行動の根幹となる規範である。当社におけるコンプライアンスの運用体制は次のとおりである。

- ① 当社の事業にとって不可欠な要件は、法令・定款の遵守はもとより、その精神に基づいた、より厳格な組織運営を行うことにある。これを実践するべくグローバルに法令遵守水準の維持・改善に責任を有するコンプライアンス統括責任者を置くとともに、コンプライアンスを含む行動規範の第一線の推進者は一人ひとりの社員であるという考えに基づき、その指導推進は各組織ラインの責任者が行い、代表取締役社長が全社を統括する。
- ② 各分野別の責任を持つ部門長は、特に自らの担当する分野の関連法規及び当該法規の業務運営との関連について精通し、法改正等への対応策を代表取締役社長に提案する責任を有する。法務部門その他の関連部署はこれらを支援し横断的に整合を取る。
- ③ 代表取締役社長の命により内部監査部門が適時組織横断的に査察し、法令及び当社規程の遵守を推奨することにより士気を向上させるとともに矯正すべき事項を指摘する。査察の結果は代表取締役社長に直ちに報告される。
- ④ 役職員は行動規範に反する行為を知ったときは臆することなく、しかるべき上司に報告する義務を負っているが、報告しても是正措置がとられない場合や報告することが困難な状況にある場合等のときは、法務部門に通報できる社内通報窓口（ほっとヘルプライン）を設置する。また、匿名の通報を希望する者のために、外部弁護士による「社外通報窓口」を設けている。この通報により通報者は何らの不利益も受けず、そのことは秘密事項として扱われるとともに直ちに必要な調査が行われ適正な処置がとられる。
- ⑤ 会社組織の維持発展の要である組織風土に関する重要な問題（コンプライアンスにかかわる事項を含む）を審査し、事業リスクに関する重要な決定を行うため代表取締役社長を委員長とする常設のコンプライアンス経営実行委員会を設置する。コンプライアンスにかかわる重要な事項の制定・改正は、コンプライアンス経営実行委員会で審議のうえ、監査役の意見を得て取締役会の承認を得るものとする。
- ⑥ 財務報告に係る内部統制については企業会計審議会の基準に従い基本的計画及び方針を決定し評価を行う。

3. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 取締役の職務執行に係る情報（取締役会議事録・決裁文書など）は、当社規程に従い適切に保存及び管理（廃棄を含む）を行い、必要に応じて運用状況を検証し、見直しを行う。
- ② ①の規程等の新設、重要な改変は、監査役の意見を得て取締役会の承認を得るものとする。

4. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 当社はリスク管理規程を定め、事業リスクに対応する管理態勢を整備し組織的・継続的に監視することを徹底するほか、リスクごとに管理責任を明確にし責任者を選任する。当該責任者は次の責任を有する。

- (1) あらかじめリスクを想定・分類する
- (2) 有事の際の迅速かつ適切な情報伝達と緊急体制を整備する
- (3) 日常的なリスク管理状況の監査を実施する

- ② 同責任者は、代表取締役社長、取締役会、監査役会にリスク管理に関する事項を報告する。

- ③ リスク管理規程の重要な改変は、監査役の意見を得て取締役会の承認を得るものとする。

当社のリスクを次の通り分類する。

- ・ハザードリスク（災害・事故等）
- ・戦略リスク（事業戦略・計画等）
- ・業務リスク（業務事故・取引事故等）
- ・報告リスク（財務報告・公的報告等）
- ・コンプライアンスリスク（法令・内規等）

5. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ①全取締役は、取締役会における経営上の意思決定、取締役の執行上の意思決定その他すべての業務運営の基本となる理念を共有するため、「経営理念と社員行動規範」を基軸とする運営・執行を行う。
 - ②当社は取締役の職務の執行にあたり、全社総力を結集するため、ITを駆使したシステムによって即時にその徹底を図る体制をとる。また、示通達の周知や決裁文書による個別意思決定、執行のためのITシステムを整備し、速やかに徹底・実行できる体制とする。
 - ③当社は中長期の「事業ビジョン」を共有し、その実現に向けて年次事業計画を取締役会で策定、その進捗を取締役会で審議する。

6. 当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - 6-1. 親会社との関係にかかる体制
 - ①当社は、上場会社として独立した立場で経営の決定を行なう。
 - ②パソグループ各社は「経営理念と社員行動規範」を基本理念として、グループの役職員が一体となって適正な業務運営に努める。
 - ③セコムグループ総体としての事業ビジョン達成に向けグループシナジーを高めるため、重要意思決定についての親会社との事前協議・承認事項の整合、重要事項報告の確認を明確にする。
 - 6-2. 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ①当社の役職員は子会社との間のグループ運営において「グループ会社運営規程」にもとづき行動する。
 - ②パソグループ各社は、その規模・業態・グループ戦略上の位置づけ等をふまえ、業務の適正を確保するために当社の体制に準じて必要な整備を行う。
 - ③当社の代表取締役社長は内部監査部門に命じ、必要に応じて子会社を査察するものとし、子会社は親会社である当社の査察を受け入れ、その指導を受けるとともに、当社と情報交換を行い、コンプライアンス上の課題及び事業リスクの把握に努める。
 - ④子会社各社の役職員がコンプライアンスに反する行為を知った時に当社の法務部門に通報できる社内通報窓口（ほっとヘルプライン）を設置する。
 - ⑤重要な子会社については当社の監査役が訪問し、内部統制に関する監査を実施する。
 - ⑥当社監査役会は、グループ各社の監査役と緊密な連絡をとり、情報の共有化を図る。
 - 6-3. 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の会社への報告に関する体制
 当社の代表取締役社長は、子会社の社長並びに監査役等と緊密な連絡をとることにより、グループ情報並びに運営理念の共有化を図り、グループ総体の内部統制にかかわる諸問題の討議等を行い、業務の適正に努める。
 - 6-4. 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 パソグループ各社は「リスク管理規程」に則り、事業リスクに対応する管理態勢を整備するとともに、「グループ会社運営規程」に則り、運営管理事項の報告を行う。また重要事項発生時には当社に遅滞のない報告を行い当社の統制下で適切な対応をとる。
 - 6-5. 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 パソグループ各社はITを駆使したシステムによって職務の執行にあたりるとともに、パソコの情報セキュリティ基本方針に則り運営管理及び経営情報等についてIT統制を行う。またその運用状況について適時に親会社である当社の査察を受けるものとする。

7. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
 監査役がその職務を補助する使用人が必要な場合は、当社の使用人から監査役補助者を任命する。

8. 上記7.の使用人の取締役からの独立性および監査役からの指示の実効性の確保に関する事項
 - ①監査役補助者の評価は監査役が行い、その任命、解任、人事異動、賃金等の改定については監査役会の同意を得たうえで決定することとし、取締役からの独立性を確保する。
 - ②監査役より、監査業務に必要な命令を受けた補助者はその命令に関して、取締役、使用人の指揮命令を受けず、また報告義務も負わない。

9. 監査役への報告に関する体制
 - 9-1. 取締役および使用人が監査役に報告するための体制
 - ①当社の役職員が監査役に報告すべき事項は、監査役会と協議のうえ次の通りとする。
 - (1)経営および財務並びに事業遂行の状況
 - (2)会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項
 - (3)重要な訴訟・係争に関する事項
 - (4)内部監査状況およびリスク管理に関する重要な事項
 - (5)重大な法令・定款違反
 - (6)社内通報窓口（ほっとヘルプライン）の通報状況及び内容
 - (7)コンプライアンス経営実行委員会その他で決議された事項
 - (8)その他コンプライアンス上重要な事項
 - ②当社の役職員は、社内通報窓口（ほっとヘルプライン）により法務部門を通じて監査役へ報告する体制とする。

9-2. 当社の子会社の取締役、監査役、業務を執行する社員等の職務を行うべき者その他これらの者に相当する者および使用人又はこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告するための体制
パソコグループ各社の役職員は、社内通報窓口（ほっとヘルプライン）により法務部門を通じて当社の監査役へ報告する体制とする。

10. 上記9. の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制

報告された内容は、「内部通報制度運用規程」に則り、秘密事項として扱われ報告者は何らの不利益も受けず、直ちに必要な調査を行い適正な処置をとる。

11. 会社の監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は償還の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役会に対して、監査役職務の執行について生ずる正当な費用の前払又は償還を受ける機会を保証する。

12. その他監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制

① 当社の監査役会は、代表取締役社長、会計監査人とそれぞれ定期的に意見交換会を開催するなど、監査が実効的に行われるようにする。

② 当社は、監査役会に対して、独自に弁護士に委任し、また、必要に応じて専門の会計士に委任し、監査業務に関する助言を受ける機会を保証する。

2 体制の運用状況の概要

当社は、前項6-1の基本方針に基づき内部統制システムを構築し、適切な運用を行っております。当事業年度におけるその運用状況の概要は、次のとおりであります。

① 業務執行の適正性及び効率性等の確保について

当社は、経営理念に基づき「セコムグループ社員行動規範」を基準に法令・定款遵守の職務を執行しており、分野別の法令改正への適切な対応、適時組織横断的な査察の実施、内部通報への適切な対応、財務報告に係る内部統制の有効性に関する適切な評価により、業務の適正性を確保するよう努めております。また、より一層の内部統制強化およびコーポレートガバナンス強化を図るべく継続して改革改善（関連する社報20件、規程改定11件）を進めております。

当事業年度は14回の取締役会を開催し、経営方針および経営戦略にかかる重要事項の決定ならびに取締役からの業務報告を行うとともに、社外取締役および監査役を交えた活発な審議の下において業務執行状況の監督を行いました。また、代表取締役社長を委員長とするコンプライアンス経営実行委員会を4回開催し、コンプライアンスおよび事業リスクに関する適時な情報（内部通報、法令適合性、内部統制を含む監査の計画および結果等）の共有を図るとともに、重要な事案については関係取締役に対して迅速な情報展開を行い必要に応じて対策本部を立ち上げリスク管理を徹底いたしました。取締役会議事録・決裁文書などは、文書または電磁的媒体に記録し、適切に保存および管理を行うとともに、業務運営情報（10種）を全取締役および監査役へ閲覧開示する環境を整えております。

② 親会社との関係ならびに当社および子会社における業務の適正性を確保する体制について

親会社の取締役、監査役との相互ミーティングによりグループシナジーの向上を図るとともに、親会社と当社の内部監査部門の間において緊密な意見交換を行っております。

当社の役職員が子会社の取締役および監査役に就任し、子会社の取締役等の職務執行が効率的に行われていることを監督するとともに、内部監査部門が監査計画に基づき当社各部門および子会社の業務監査を実施し、業務の適正性を確保するよう努めております。また、月次にて報告された当社各部門および子会社からの運営概況をもとに、部門長並びに子会社社長と適時に緊密な連絡をとり業務の適正に努め、「グループ会社運営規程」に基づく子会社からの重要事項報告に対して適切に承認もしくは決裁等を行いました。IT統制については当社の情報セキュリティに係る規則に則り統制を確保し社員の情報セキュリティ意識の維持向上を図っております。

③ 監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制について

当社は、監査役補助者として使用人を1名配置し、監査役の指示に従い監査業務を補助しております。監査役は、取締役会のほか経営会議、投資会議ならびにコンプライアンス経営実行委員会等の重要会議に出席するとともに、稟議書類等業務執行に係る重要な文書を閲覧し、当社および子会社の役職員から職務執行状況を聴取しております。また代表取締役社長、会計監査人との間で定期的に意見交換等を行うとともに、法務部門および内部監査部門等に対して月次にてのヒヤリングを実施しております。当事業年度は15回の監査役会を開催しております。

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

1-1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 12社

主要な連結子会社名

(株)GIS北海道、(株)GIS関東、東日本総合計画(株)、Aerodata International Surveys BV、PT. Nusantara Secom InfoTech、PASCO (Thailand) Co., Ltd.

清算、株式売却によりKeystone Aerial Surveys, Inc.ほか2社を連結の範囲から除外しております。

(2) 主要な非連結子会社名

Terra Imaging B.V.

連結の範囲から除いた理由

いずれの子会社も小規模会社であり、総資産、売上高、当期純損益(持分に見合う額)および利益剰余金(持分に見合う額)等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

1-2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した関連会社の数 1社

主要な会社名 共立航空撮影(株)

(2) 持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社のうち主要な会社名

①非連結子会社

Terra Imaging B.V.

②関連会社

Aerogrid LIMITED

③持分法を適用していない理由

いずれの非連結子会社および関連会社も小規模会社であり、当期純損益(持分に見合う額)および利益剰余金(持分に見合う額)等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

1-3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、Aerodata International Surveys BV、PT. Nusantara Secom InfoTech、PASCO (Thailand) Co., Ltd.のほか3社は決算日が12月31日であり、その決算日の計算書類を使用しております。なお、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。ほかの連結子会社の決算日は、連結決算日(3月31日)と一致しております。

1-4. 会計方針に関する事項

(1) 資産の評価基準及び評価方法

①有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの

決算日前1ヶ月の市場価格等の平均に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの

移動平均法による原価法

②たな卸資産の評価基準及び評価方法

通常の販売目的で保有するたな卸資産

評価基準 原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)

仕掛品 主に個別法

その他のたな卸資産

商品・貯蔵品 最終仕入原価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物	10～50年
機械装置及び運搬具	3～10年
工具、器具及び備品	3～5年

②無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

のれん	10年
自社利用のソフトウェア	5年（社内における利用可能期間）

③リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

①貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

②賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当連結会計年度に対応する額を計上しております。

③役員賞与引当金

役員への賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき当連結会計年度に対応する額を計上しております。

④工事損失引当金

請負業務等の損失に備えるため、将来損失が発生すると見込まれ、かつ、連結会計年度末時点で当該損失額を合理的に見積ることが可能な請負業務等について、翌連結会計年度以降の損失見積額を引当計上しております。

⑤契約損失引当金

将来の契約履行に伴い発生する可能性のある損失に備えるため、損失の見込額を計上しております。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

①請負業務の収益の計上基準

請負業務について成果の確実性が認められる部分は工事進行基準(工事の進捗率の見積りは原価比例法)を適用し、その他は工事完成基準を適用しております。

(5) その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

①消費税等の会計処理

消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式を採用しております。

②退職給付に係る会計処理の方法

退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を計上しております。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間による定額法により発生した翌連結会計年度から損益処理しております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間による定額法により収益処理しております。

未認識数理計算上の差異は、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

3. 連結貸借対照表に関する注記

3-1. その他のたな卸資産の内訳

商		品	41 百万円
貯	蔵	品	7
<hr/>			
	計		49

3-2. 有形固定資産の減価償却累計額

8,796 百万円

3-3. 偶発債務

(保証債務)

下記の会社等の借入債務等に対し保証を行っております。

個人住宅ローン等	38 百万円
COWI A/S	28
<hr/>	
計	66

3-4. たな卸資産及び工事損失引当金の表示

損失の発生が見込まれる工事契約に係るたな卸資産と工事損失引当金は、相殺せずに両建てで表示しております。

工事損失引当金に対応する仕掛品の額は954百万円であります。

4. 連結損益計算書に関する注記

4-1. 工事損失引当金繰入額

売上原価に含まれる工事損失引当金繰入額 1,084 百万円

4-2. 契約損失引当金繰入額

売上原価に含まれる契約損失引当金繰入額 135 百万円

5. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

5-1. 当連結会計年度末における発行済株式の種類、総数及び自己株式の数

(1) 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	14,770,266	—	—	14,770,266

(2) 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	348,065	2,648	116	350,597

(変動事由の概要)

増加数の内訳は、次のとおりであります。

単元未満株式の買取りによる増加 2,348 株
無償取得による増加 300

減少数の内訳は、次のとおりであります。

買増請求にかかる売却による減少 116 株

5-2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

2020年6月23日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次の通り提案しております。

配当金の総額	配当の原資	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
360百万円	利益剰余金	25.0円	2020年3月31日	2020年6月24日

6. 金融商品に関する注記

6-1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達については銀行借入およびセコムグループからの融資による方針です。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権（受取手形及び売掛金）は、顧客の信用リスクに晒されており、外貨建ての営業債権は為替変動リスクに晒されています。当社グループは「与信管理に関する取扱規程」に従い、取引先の信用状況を把握する体制としております。投資有価証券は、基本的に株式であり、市場価格の変動リスクに晒されているため、上場株式については毎月時価の把握を行っております。

営業債務（支払手形及び買掛金）は、基本的に2ヶ月以内の支払期日であります。

資金調達は当社が行っており、短期借入金は主に営業取引に係る資金調達であり、長期借入金は主に設備投資に係る資金調達です。

また、営業債務や借入金は流動性リスクに晒されていますが、当社は月次で資金繰計画を作成するなどの方法により管理しております。

6-2. 金融商品の時価等に関する事項

2020年3月31日（当連結会計年度末）における連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません（（注2）参照）。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	13,727	13,727	—
(2) 受取手形及び売掛金	33,193		
貸倒引当金 ※1	△ 155		
	33,038	33,038	—
(3) 投資有価証券			
その他有価証券	268	268	—
資産計	47,034	47,034	—
(1) 支払手形及び買掛金	4,211	4,211	—
(2) 短期借入金	17,400	17,400	—
(3) 長期借入金	15,200	15,199	△0
負債計	36,811	36,810	△0

※1 受取手形及び売掛金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資産

(1) 現金及び預金、並びに (2) 受取手形及び売掛金

これらは主として短期で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

その他有価証券で時価のあるもの 株式は取引所の価格によっております。

(単位：百万円)

	種類	連結貸借対照表 計上額	取得原価	差額
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	株式	218	196	21
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	株式	38	38	—
	債券	11	11	—
	小計	50	50	—
合計		268	246	21

負債

(1) 支払手形及び買掛金、並びに (2) 短期借入金

これらは短期で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

(注2) 非上場株式（連結貸借対照表計上額533百万円）、非連結子会社株式および関連会社株式（連結貸借対照表計上額234百万円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3) 投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。

(注3) 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超5年以内
現金及び預金	13,727	—
受取手形及び売掛金	32,926	112
合計	46,653	112

※受取手形及び売掛金については、貸倒引当金を控除しております。

(注4) 借入金の連結決算日後の返済予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超5年以内
短期借入金	17,400	—
長期借入金	—	15,200
合計	17,400	15,200

7. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額 1,214円64銭

1株当たり当期純利益 240円81銭

8. その他の注記

8-1. (退職給付関係)

(1) 採用している退職給付制度の概要

当社および連結子会社は、確定給付型の制度として、退職一時金制度および企業年金基金制度ならびに一部について確定拠出年金制度を設けております。

企業年金基金制度は総合設立の複数事業主制度であり、当社および連結子会社の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないため、確定拠出制度同様に会計処理しております。

なお、一部の連結子会社が有する確定給付企業年金制度および退職一時金制度は、簡便法により退職給付に係る負債および退職給付費用を計算しております。

(2) 複数事業主制度

確定拠出制度と同様に会計処理する、複数事業主制度の企業年金基金制度への要拠出額は、143百万円であります。

① 複数事業主制度の直近の積立状況 (2019年3月31日現在)

年金資産の額	61,293 百万円
年金財政計算上の数理債務の額と 最低責任準備金の額との合計額	46,751
<u>差引額</u>	<u>14,542</u>

② 複数事業主制度の掛金に占める当社グループの割合 (2019年3月31日現在)

9.5 %

③ 補足説明

上記①の差引額の主な要因は、別途積立金14,846百万円から当年度不足金304百万円を控除した額です。

(3) 確定給付制度

① 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表 (簡便法を適用した制度を除く。)

退職給付債務の期首残高	9,262 百万円
勤務費用	679
利息費用	19
数理計算上の差異の発生額	△ 171
退職給付の支払額	△ 318
<u>退職給付債務の期末残高</u>	<u>9,470</u>

② 年金資産の期首残高と期末残高の調整表 (簡便法を適用した制度を除く。)

年金資産の期首残高	8,875 百万円
期待運用収益	267
数理計算上の差異の発生額	△ 687
事業主からの拠出額	443
退職給付の支払額	△ 316
<u>年金資産の期末残高</u>	<u>8,583</u>

③ 簡便法を適用した制度の、退職給付に係る負債の期首残高と期末残高の調整表

退職給付に係る負債の期首残高	151 百万円
退職給付費用	94
退職給付の支払額	△ 16
制度への拠出額	△ 29
<u>退職給付に係る負債の期末残高</u>	<u>199</u>

④退職給付債務及び年金資産の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産の調整表

積立型制度の退職給付債務	10,264 百万円
年金資産	△ 9,223
	<u>1,040</u>
非積立型制度の退職給付債務	46
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	<u>1,087</u>

退職給付に係る負債	1,087
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	<u>1,087</u>

(注) 簡便法を適用した制度を含みます。

⑤退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	679 百万円
利息費用	19
期待運用収益	△ 267
数理計算上の差異の費用処理額	76
簡便法で計算した退職給付費用	94
確定給付制度に係る退職給付費用	<u>602</u>

⑥退職給付に係る調整額

退職給付に係る調整額に計上した項目（税効果控除前）の内訳は次のとおりであります。

数理計算上の差異	△ 438 百万円
合計	<u>△ 438</u>

⑦退職給付に係る調整累計額

退職給付に係る調整累計額に計上した項目（税効果控除前）の内訳は次のとおりであります。

未認識数理計算上の差異	△ 855 百万円
合計	<u>△ 855</u>

⑧数理計算上の計算基礎に関する事項

当連結会計年度末における主要な数理計算上の計算基礎（加重平均で表しております。）

割引率	0.3%
長期期待運用収益率	3.0%

- (4) 確定拠出制度
当社および連結子会社の確定拠出制度への要拠出額は、219百万円であります。

8-2. (減損損失関係)

当社グループは、事業用資産については管理会計上の区分に基づいて、賃貸用資産および遊休資産については個別物件単位でグルーピングを行っております。

減損算定の結果、事業用資産において、収益性の低下により資産の回収可能額が帳簿価額を下回るため、帳簿価額を回収可能額まで減額し、当該減少額を「減損損失」として計上しております。なお、資産の回収可能額は、東京都目黒区に所在する「ソフトウェア」については使用価値により、その他の資産については正味売却価額により測定しております。使用価値については将来キャッシュ・フローがマイナスとなるため、零と算定しております。正味売却価額については市場価格に基づき算定しております。

(単位：百万円)

場所	用途	種類	減損損失
宮城県仙台市	事業用資産	建物及び構築物	4
		土地	2
東京都目黒区	事業用資産	ソフトウェア	0
東京都八王子市	事業用資産	建物及び構築物	194
		土地	413
愛媛県松山市	事業用資産	建物及び構築物	29
		土地	945
ベルギー王国	事業用資産	機械装置及び運搬具	29
計			1,621

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1-1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの

決算日前1ヶ月の市場価格等の平均に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法による原価法

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

通常の販売目的で保有するたな卸資産

評価基準 原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

仕掛品 個別法

商品・貯蔵品 最終仕入原価法

1-2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 15～50年

構築物 10～40年

機械及び装置 5年

車両運搬具 4～6年

工具、器具及び備品 3～5年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

自社利用のソフトウェア 5年（社内における利用可能期間）

(3) リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

(4) 長期前払費用

定額法を採用しております。

1-3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度に対応する額を計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員への賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき当事業年度に対応する額を計上しております。

(4) 工事損失引当金

請負業務等の損失に備えるため、将来損失が発生すると見込まれ、かつ、事業年度末時点で当該損失額を合理的に見積ることが可能な請負業務等について、翌事業年度以降の損失見積額を引当計上しております。

(5) 契約損失引当金

将来の契約履行に伴い発生する可能性のある損失に備えるため、損失の見込額を計上しております。

(6) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき計上しております。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間による定額法により発生した翌事業年度から損益処理しております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間による定額法により収益処理しております。

1-4. 重要な収益及び費用の計上基準

(1) 請負業務の収益の計上基準

請負業務について成果の確実性が認められる部分は工事進行基準(工事の進捗率の見積りは原価比例法)を適用し、その他は工事完成基準を適用しております。

1-5. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) 消費税等の会計処理

消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式を採用しております。

2. 貸借対照表に関する注記

2-1. 有形固定資産の減価償却累計額

7,452 百万円

2-2. 偶発債務

(保証債務)

下記の会社等の借入債務に対し保証を行っております。

個人住宅ローン等	38 百万円
COWI A/S	28
計	66

2-3. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

区分掲載されたもの以外の関係会社に対する金銭債権・金銭債務は次のとおりであります。

短期金銭債権	415 百万円
長期金銭債権	134
短期金銭債務	11,299

2-4. たな卸資産及び工事損失引当金の表示

損失の発生が見込まれる工事契約に係るたな卸資産と工事損失引当金は、相殺せずに両建てで表示しております。

工事損失引当金に対応する仕掛品の額は945百万円であります。

3. 損益計算書に関する注記

3-1. 関係会社との取引高

営業取引による取引高	
売上高	264 百万円
仕入及び外注高等	1,638
営業取引以外の取引高	614

3-2. 工事損失引当金繰入額

売上原価に含まれる工事損失引当金繰入額	1,072 百万円
---------------------	-----------

3-3. 契約損失引当金繰入額

売上原価に含まれる契約損失引当金繰入額	295 百万円
---------------------	---------

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	328,465	22,248	116	350,597

(変動事由の概要)

増加数の内訳は、次のとおりであります。

連結子会社からの自己株式取得による増加	19,600 株
単元未満株式の買取りによる増加	2,348
無償取得による増加	300

減少数の内訳は、次のとおりであります。

買増請求にかかる売却による減少	116 株
-----------------	-------

5. 税効果会計に関する注記

5-1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生 の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)	
投資有価証券評価損	902 百万円
固定資産評価損	380
未成工事損失金	328
賞与引当金等	176
売掛金	130
契約損失引当金	90
未払事業税、未払事業所税	77
貸倒引当金	63
減価償却費	47
その他	127
繰延税金資産小計	2,324
評価性引当額	△ 982
繰延税金資産合計	1,342
(繰延税金負債)	
その他	△ 17
繰延税金資産(負債)の純額	1,324

6. 関連当事者との取引に関する注記

6-1. 親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合 (%)	関係内容		取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
			役員の 兼任等	事業上 の関係				
親会社	セコム(株)	(被所有) (直接) 72.2	役員を受入 5人	資金の借入	資金の借入 資金の返済 利息の支払	10,900 13,700 9	短期借入金	10,900

(注) 借入利率は市場金利を勘案して合理的に決定しております。

6-2. 兄弟会社等

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合 (%)	関係内容		取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
			役員の 兼任等	事業上 の関係				
親会社の子会社	セコムクレジット(株)	なし	—	資金の借入	資金の返済 利息の支払	1,600 48	長期借入金	15,200

(注) 借入利率は市場金利を勘案して合理的に決定しております。

7. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	1,038円82銭
1株当たり当期純利益	289円49銭

8. その他の注記

8-1. (退職給付関係)

(1) 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として、退職一時金制度および企業年金基金制度ならびに一部について確定拠出年金制度を設けております。

企業年金基金制度は総合設立の複数事業主制度であり、当社の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないため、確定拠出制度同様に会計処理しております。

(2) 複数事業主制度

確定拠出制度と同様に会計処理する、複数事業主制度の企業年金基金制度への要拠出額は、130百万円であります。

① 複数事業主制度の直近の積立状況 (2019年3月31日現在)

年金資産の額	61,293 百万円
年金財政計算上の数理債務の額と最低責任準備金の額との合計額	46,751
<u>差引額</u>	<u>14,542</u>

② 複数事業主制度の掛金に占める当社の割合 (2019年3月31日現在)

8.7 %

③ 補足説明

上記①の差引額の主な要因は、別途積立金14,846百万円から当年度不足金304百万円を控除した額です。

(3) 確定給付制度

① 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

退職給付債務の期首残高	9,206 百万円
勤務費用	673
利息費用	14
数理計算上の差異の発生額	△ 169
退職給付の支払額	△ 314
<u>退職給付債務の期末残高</u>	<u>9,411</u>

② 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

年金資産の期首残高	8,867 百万円
期待運用収益	266
数理計算上の差異の発生額	△ 687
事業主からの拠出額	443
退職給付の支払額	△ 314
<u>年金資産の期末残高</u>	<u>8,574</u>

③ 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

積立型制度の退職給付債務	9,411 百万円
年金資産	△ 8,574
	836
未認識数理計算上の差異	△ 864
<u>貸借対照表に計上された負債と資産の純額</u>	<u>△ 27</u>
前払年金費用	△ 27
<u>貸借対照表に計上された負債と資産の純額</u>	<u>△ 27</u>

④退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	673 百万円
利息費用	14
期待運用収益	△ 266
数理計算上の差異の費用処理額	77
<u>確定給付制度に係る退職給付費用</u>	<u>500</u>

⑤数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎（加重平均で表しております。）

割引率	0.3%
長期期待運用収益率	3.0%

(4) 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、219百万円であります。

8-2. (減損損失関係)

当社は、事業用資産については管理会計上の区分に基づいて、賃貸用資産および遊休資産については個別物件単位でグルーピングを行っております。

減損算定の結果、事業用資産において、収益性の低下により資産の回収可能額が帳簿価額を下回るため、帳簿価額を回収可能額まで減額し、当該減少額を「減損損失」として計上しております。なお、資産の回収可能額は、東京都目黒区に所在する「ソフトウェア」については使用価値により、その他の資産については正味売却価額により測定しております。使用価値については将来キャッシュ・フローがマイナスとなるため、零と算定しております。正味売却価額については市場価格に基づき算定しております。

(単位：百万円)

場所	用途	種類	減損損失
宮城県仙台市	事業用資産	建物	4
		土地	2
東京都目黒区	事業用資産	ソフトウェア	0
東京都八王子市	事業用資産	建物	194
		土地	413
愛媛県松山市	事業用資産	建物	24
		土地	837
計			1,478